

令和 6 年
第 4 回多摩市議会
定例会

委員会提出議案

多 摩 市 議 会

委員会提出議案第4号

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和6年12月23日

提出者	多摩市議会総務常任委員長	小林 憲一
賛成者	多摩市議会総務常任委員	上杉 ただし
同	同	三階 道雄
同	同	いぢち 恭子
同	同	いいじま 文彦

多摩市議会議長 三 階 道 雄 殿

刑事訴訟法における再審規定（再審法）の改正を求める意見書

再審とは、罪を犯していないにもかかわらず有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている冤罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度のことである。

そしてその手続きを定めた法律が刑事訴訟法中の「第四編 再審（第 435 条～第 453 条）」であり、「再審法」と呼ばれているが、わずか 19 条しかない。

昨今、通常審の刑事裁判は、取り調べの可視化、公判前整理手続きの導入に伴う証拠開示制度の一部援用、裁判員裁判の導入などにより大きく進展してきた。

しかし、「再審法」については、冤罪被害者救出の最終手段であるにもかかわらず、昭和 24 年に現行の刑事訴訟法が施行されて以来、70 年以上にわたって一度も改正されておらず、様々な問題が生じている。

特に大きな課題となっているのが、再審における証拠開示である。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪の証拠を提出することが法的に求められているが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手中にあるうえに、当事者主義の名のもとに、それらを開示する義務はないとして、無実の証拠が隠されたまま有罪判決が確定する事例も多数存在する。

このようなことが許されるのは、再審における証拠開示について、何一つのルールもないからである。

このため極めて重要な手続きであるにもかかわらず、再審における証拠開示は、各裁判所の判断によって行われ、再審事件間で格差が生じており、法の下の平等原則に基づく統一的な運用を定める法制化が急務である。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申し立てにより、冤罪被害者救済に遅滞が生じる事態となっている。近年では、再審開始決定を認める裁判所の決定に対して、検察官が最高裁へ特別抗告を行い、その結果、長期間にわたって再審開始決定が確定しない状況になった事件が複数ある（松橋事件、大崎事件、湖東記念病院事件など）。

再審手続きの長期化は冤罪被害者本人や、本人の親族らの高齢化にも直結し、場合によっては再審公判の判決を待たずに死亡に至るケースもある。冤罪被害者の早期救済を実現するためにも、検察官の不服申し立ての在り方を検討し、状況に応じて是正する必要がある。

よって、多摩市議会は、次の事項を含んだ再審法の迅速な是正を求める。

記

- 1 再審のためのすべての証拠の開示
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止を含む見直し
- 3 再審における手続きの整備

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 年 月 日

多摩市議会議長 三階 道雄

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

法務大臣 殿